

令和2年第1回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和2年2月20日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	西 岡 潤 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定について＜P 4＞
- 日程第 3 報告第1号 公衆浴場設置に関する調査特別委員会所管事務調査報告について＜P 4～P 5＞
- 日程第 4 報告第2号 専決処分報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）＜P 5＞

日程第 5	報告第 3 号	専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）＜P 5～P 6＞
日程第 6	報告第 4 号	専決処分の報告について〔令和元年度足寄町一般会計補正予算（第 6 号）〕＜P 6～P 7＞
日程第 7	議案第 1 号	足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について＜P 7～P 9＞
日程第 8	議案第 2 号	足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について＜P 9～P 10＞
日程第 9	議案第 3 号	令和元年度足寄一般会計補正予算（第 7 号）＜P 10～P 12＞
日程第 10	議案第 4 号	令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）＜P 12～P 13＞
日程第 11	議案第 5 号	令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）＜P 13＞
日程第 12	議案第 6 号	令和元年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）＜P 13～P 14＞
日程第 13	議案第 7 号	令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）＜P 14～P 15＞
日程第 14	議案第 8 号	令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第 2 号）＜P 15＞
日程第 15	議案第 9 号	令和元年度足寄町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第 2 号）＜P 15～P 16＞
追加日程第 1	緊急質問	＜P 16～P 20＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、令和2年第1回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長渡辺俊一君から、招集の御挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、令和2年第1回臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ことは穏やかな新年を迎えることができたというように思っておりますけれども、最近は毎日のように新型コロナウイルスの報道が行われております。一日も早い終息が望まれるところでありますが、現状であれば感染が少しずつ広がっているというような状況となっておりますので、まずは感染予防のために手洗い、うがい、せきエチケットなど、今私たちにできることをしっかりと行うことが大切だというように考えております。

今後も情報収集を行いながら状況を把握し、臨機応変に対応していかなければならないものと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、高校入試の出願状況でありますけれども、既に新聞報道等でご存じのことと思っておりますけれども、足寄高校は62名の出願があったということでございまして、引き続き2クラスが確保できるということでもあります。これまでも議会の皆様方に御理解いただいていた足寄高校生への支援が効果を上げていますので、引き続き御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それから、昨年の農畜産物の取扱高でございますけれども、十勝管内全体では3,549億円と、過去最高の取扱高となったという

ことでございます。足寄農協においては、約96億円と聞いておりました、過去2番目ぐらいの取扱高となっているということでございます。ことはねずみ年でありまして、繁栄の年とも言われておりますので、昨年以上の豊穰の秋を迎えられることができればなど考えているところでございます。

さて、本日御審議いただく議案でございますけれども、車両事故に伴う専決処分報告3件と大規模草地育成牧場と動物化石博物館の指定管理者の指定に関する議案2件、それから補正予算7件を予定してございます。

一般会計補正予算（第7号）につきましては、子どもセンターの電話交換機が故障のため使えなくなったということで、急遽今回の補正予算に追加をさせていただかなければならないということになりまして、全面的に差し替えをお願いをしたところでございます。大変御迷惑をかけて申しわけございません。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。本日召集に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、9番高橋秀樹君、10番二川靖君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 本

日開催されました第1回臨時会に伴う、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は最初に、公衆浴場設置に関する調査特別委員会から調査結果の報告を受けます。

次に、報告第2号から報告第4号までの報告を受けます。

次に、議案第1号と議案第2号を即決で審議いたします。

次に、議案第3号から議案第9号までの補正予算について、提案理由の説明を受け、次に即決で審議をいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎ 報告第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第3 報告第1号公衆浴場設置に関する調査特別委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

公衆浴場設置に関する調査特別委員会委員長 井脇昌美君。

○12番（井脇昌美君） 公衆浴場設置に関する特別委員会の調査の報告をいたします。

最初に調査日でございますが、12月17日、26日、1月9日、16日、29日の5日間でございます。

調査項目につきましては、公衆浴場設置に関する調査・研究についてであります。

調査結果につきましては、報告書に記載のとおりであります。要点のみ改めて説明をさせていただきますと思います。

このたびの民間業者からの入浴施設事業提案書について、11名の委員で事業の内容についての検討を行った結果であります。まず場所については、提案のあった南2条1丁目では、中心市街地にはあるものの敷地面積が912平米と狭く、駐車スペースも足りないとの意見でございます。

人を呼べる施設、商店街活性化の中心施設とのことでありますが、この施設内でこれらの目標が達成できるのかは疑問が残るところでございます。敷地面積が足りないのではというのが、各委員の共通認識でございます。

次に、施設についてでございますが、建設費は温泉掘削も含めると初期費用で4億2,000万円、さらに毎年の運営経費が約2,600万円で、10年間にかかる経費は初期費用を含めると6億8,000万円と大変高額になっており、このうち、初期費用に約2億8,000万円、10年間の運営経費に1億1,000万円、合計約3億9,000万円を足寄町が支援することとしておりますが、公衆浴場としてこの金額が適当なのかは大いに疑問が残るところでございます。

また、11年目以降についても、毎年1,000万円以上の経費が見込まれるであろうと考慮した場合、町の負担が大き過ぎると考えるところでございます。

設備・サービスにつきましても、足寄町の人口規模、財政状況を考慮したとき、できるだけ経費を最小限とすることが重要と考えるところでございます。

当委員会におきまして、足寄町の現状に合った入浴施設として、場所・施設・設備・サービスについて、各委員より多くの意見が出されましたが、いずれにいたしましても、少子高齢化と過疎化の進む足寄町においては、後世に大きな負担を残す身の丈に合わな

い施設は住民の理解を得られないのではないかと、今の足寄町の身の丈に合った小規模な施設を多大なコストをかけることなく建設し、運営していくことがよりよい選択ではないかと結論に至ったところでございます。

以上をもちまして、公衆浴場設置に関する特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎ 報告第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第2号専決処分の報告について、車両事故に対する損害賠償の額を定めることについての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告第2号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

損害賠償総額、1万3,916円。

事故発生の場所、日時等については、別紙示談書のとおりでございます。

2ページ左側に示談書を添付しておりますので、御参照願います。

事故の概要でございますが、令和元年9月9日午前10時18分ごろ、足寄町南5条6丁目14番地の路上において、経済課商工観光室の小松芳幸室次長が運転する車両が業務

のため南4条5丁目から南4条6丁目方向へ走行中、路肩に車両が2台駐車していたため中央線をまたいで徐行をしていたところ、道路沿いの車庫から猪股幸代氏の運転す車両が勢いよくバックし路上に出てきたため、避けきれず相手車両と接触し事故となりました。

なお、運転していた両者にはけがはありませんでした。

事故の原因でございますが、猪股氏が路上に出るときに後方を確認しないで車両を勢いよくバックさせたことと、小松室次長が走行する際に、住宅の出入り口から車両や人が出てくることを想定する意識が不十分であったことが事故の原因と思われま。

過失割合につきましては、足寄町が10%、猪股氏が90%で、物損事故の示談が令和元年12月25日に成立しましたので、町が猪股氏に対して損害賠償金として1万3,916円を支払うこととするものでございます。

今後このようなことが起きないように、車両運転時には十分注意を行い、安全運転を心がけるように努めてまいります。

なお、3ページに、事故発生現場状況図を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第2号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第3号専決処分の報告について、車両事故に対する損害賠償の額を定めることについての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告第3号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によ

り、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

損害賠償総額、6万7,287円。

事故発生の場所、日時等については、別紙示談書のとおりでございます。

5ページ左側に示談書を添付しておりますので、御参照願います。

事故の概要でございますが、令和元年11月8日午前9時25分ごろ、足寄町南3条1丁目18番地の国道上において、建設課車両室の松野充雄室次長が運転する車両が業務のため南方向へ走行中、前方を走行していた長南重郎氏が運転する車両が中央に寄ったため、左側より追い抜きをしたところ、長南氏の車両が足寄町農業協同組合の駐車場に入ろうとして急に左側へ方向を変えたため、回避行動を行いましたが間に合わず衝突してしまいました。

なお、運転していた両者にはけがはありませんでした。

事故の原因でございますが、長南氏が一度中央に寄ってから左側の足寄町農業協同組合の駐車場に入ろうとして、左右の確認をしないまま方向を変えたことと、松野室次長が前方の車両が右側に寄ったときに、右側ウインカーを出していないのに追い抜きを行ったことが事故の原因と思われま。

過失割合につきましては、足寄町が30%、長南氏が70%で、物損事故の示談が令和元年12月26日に成立しましたので、町が長南氏に対し損害賠償金として6万7,287円を支払うこととするものでございます。

今後このようなことが起きないように、車両の運転時には十分注意を行い、安全運転を心がけるように努めてまいります。

なお、6ページに、事故発生現場状況図を

添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第3号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第4号専決処分の報告について、令和元年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第4号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

地方自治法180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

令和元年度足寄町一般会計補正予算（第6号）を、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げます。

8ページをお願いいたします。

令和元年度足寄町一般会計補正予算（第6号）。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億209万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、報告第2号及び第3号で御報告いたしました車両事故に伴います賠償金、合わせて8万2,000円の歳出の計上と、この財源といたしまして、車両共済金及び事故賠償金合わせて46万1,000円を計上し、財源調整のため財政調整基金繰入金金を37万9,000円減額するものでございます。

以上のとおり、御報告を申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

◎ 議案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第1号足寄町公の施設にかかわる指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 村田善映君。

○経済課長（村田善映君） ただいま議題となりました、議案第1号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

一つ、公の施設の名称。足寄町営大規模草地育成牧場。

二つ、指定管理者となる団体の名称。住所、足寄町南3条1丁目18番地。団体名、足寄町農業協同組合。代表者、代表理事組合長 新津賀庸。

三つ、指定期間。令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。

次に、指定管理者の候補者の選定経過について申し上げます。

指定管理者の候補者の選定方法についてですが、大規模草地育成牧場の管理運営はその施設の性格や規模、機能、社会環境等により、公募することが適さないと判断することから、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することといたしました。

指定管理者の候補者として、平成18年4月1日から4年間、平成22年4月から5年

間、平成27年4月から令和2年3月31日までの5年間、合わせて14年間の指定管理をしております足寄町農業協同組合と協議を行うこととしたところであります。

また、足寄町農業協同組合との事前協議がありますが、令和元年11月から計2回の事務レベルを開催し、基本協定の内容及び年度協定の内容、リスク負担等について協議を行い基本合意を得られ、令和元年12月19日開催の農業理事会において応募することが決定したところであります。

次に、指定管理者の応募についてですが、令和2年1月24日に足寄町農業協同組合から指定管理者の申請書の提出があり、受理したところであります。

選定委員会は令和2年2月6日、足寄町副町長を委員長に5名の選定委員全員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、足寄町農業協同組合が指定管理者の候補者として選定されたところであります。

指定管理者の候補者の選定理由ですが、1点目として足寄町農業協同組合は本町の農業団体として、利用者の畜産農家等の平等利用の確保及びサービスの向上が図られる。

2点目として、町内農業における畜産農家の事情を熟知しており、営農指導と一体的に大規模草地施設の効用を最大限に発揮できる。

3点目として、牧場の業務を熟知し、運営する物的能力、人的能力を有し、管理を適切に行う能力を有する職員等が確保できる。

4点目として、資材購入、草地改良など総合的な運営能力を有している。

5点目として、公共的団体である足寄町農業協同組合は、従前より指定管理者として大規模草地育成牧場の管理運営に高い実績を有しており、指定管理者制度の継続について積極的に取り組む姿勢であることとされたところであります。

このことから、選定委員会の審査を踏ま

え、本町畜産経営の拠点施設となる足寄町営大規模草地育成牧場の指定管理者の候補者として足寄町農業協同組合が適切であると判断し、本臨時会に議案として提案させていただいたところであります。

なお、管理を行わせる期間として、平成27年度から日本型直接支払制度の法制化に伴い、中山間地域等直接支払交付金の第5期対策の期間が令和2年から令和6年までの5年間とすることが適当であると判断したところであります。

以上であります。資料といたしまして、添付しております議案書13ページから指定管理者基本協定（案）の概要について御説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

第1章では総則について、本協定の目的、指定管理者の指定の意義などについて定めております。

第2章では本業務の範囲と実施条件について、足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例に基づき行う業務の範囲と業務実施条件などを定めております。

15ページの第3章では本業務の実施について、本業務の実施する上で関係法令等の遵守、管理施設の改修と緊急時の対応、情報管理について定めております。

第4章では備品の扱いについて、町の備品及び指定管理者が調達する備品等について定めております。

15ページから16ページにかけて、第5章では業務実施にかかわる甲の確認事項について、町が指定管理者に業務計画書及び業務報告書の提出を求め、業務実施状況の確認を行い、その結果条件を満たしていないときには改善勧告ができるなどを定めております。

16ページの第6章では指定管理料及び利用料金について、町が指定管理者に支払う指定管理料は無料とすること、利用料金を指定管理者の収入とすることができること、指定管理者は収受した利用料金の一部を納付金として町に納付することができること、納付金

の詳細については別途年度協定で定めることとしております。

16ページから17ページにかけて、第7章では損害賠償及び不可抗力について、事故等の発生に伴う損害賠償が生じた場合、台風や大雨、洪水、地震、家畜伝染病発生の場合など、不可抗力による被害等が発生した場合のリスク負担について定めております。

同じく17ページの第8章では指定期間の満了について、業務の引き継ぎ、原状復帰の義務、備品等の取り扱いについて定めております。

第7章では指定期間満了以前の指定の取り消しについて、町及び当該指定管理者及び指定を取り消す場合について定めております。

17ページから18ページにかけて、第10章ではその他であります。権利、義務の譲渡の禁止、指定管理者の実施事業への取り扱いについて定めております。

19ページからは、用語の定義、管理物件内容について定めており、21ページに仕様書を添付させていただいております。

なお、本事業実施に当たり、本議案の議決をいただいた後に年度の業務内容、納付すべき納付の額を定める年度協定を締結することとなっております。

以上のとおり提案させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号足寄町公の施設にかかわる指定管理者の指定についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第1号足寄町公の施設にかかわる指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第2号

○議長(吉田敏男君) 日程第8 議案第2号足寄町公の施設にかかわる指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 沼田聡君。

○教育次長(沼田 聡君) ただいま議題となりました、議案第2号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称。足寄動物化石博物館でございます。

2、指定管理者となる団体の名称。住所、足寄町西町7丁目4番地100。団体名、特定非営利活動法人あしよろの化石と自然。代表者、理事長 高橋一二氏でございます。

3、指定期間。令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

指定管理者の選定理由につきましては、1点目として、特定非営利活動法人あしよろの化石と自然は、足寄動物化石博物館による研究・普及活動を基盤とし、地域住民による自主的かつ主体的な自然の活用を促進する活動を行うことを目的に、町民主体に結成された

非営利活動団体であり、これまでの実績からも、利用者の平等利用の確保及び化石発掘体験やミニ発掘体験などの体験型プログラムの充実等により、サービスの向上が図られる。

2点目として、足寄動物化石群の研究を初めとする博物館に必要な知識を有している唯一の団体であり、足寄動物化石博物館の効用を最大限発揮できる。

3点目として、博物館運営を熟知し、物的能力、人的能力を有し、足寄動物化石群の研究及び博物館活動を担う人材を確保している。

4点目として、特定非営利活動法人あしよろの化石と自然は第1期平成22年度から平成26年度及び第2期平成27年度から令和元年度、10年にわたり指定管理者として博物館に係る管理・運営に高い実績を有しており、指定管理者制度の継続について積極的に取り組む姿勢であることから、これからも同様の施設運営が期待できるところでございます。

なお、指定管理者選定委員会は令和2年2月6日、足寄町副町長を委員長に5名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、特定非営利活動法人あしよろの化石と自然が指定管理者の候補として選定されたところでございます。

次に、資料として添付しております基本協定書案について、御説明を申し上げます。

24ページをごらんください。

第1章の総則では、本協定の目的、指定管理者の指定の意義などを規定しております。

第2章では、指定期間、業務の範囲、事業計画、管理物件、知的財産の記録など、指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第2項に規定されている項目を網羅しております。

27ページからの別表1では、博物館が管理する標本登録のリストでございます。

30ページからの別表2には、博物館が管理する備品台帳でございます。

34ページには、指定管理業務の基準を添

付しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号足寄町公の施設にかかわる指定管理者の指定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第2号足寄町公の施設にかかわる指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

10時55分再開といたします。

午前10時42分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

この際、報告をいたします。

町長から提出の議案第3号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第7号）において、緊急を要する事項が発生し、補正予算額を変更したため、差しかえたいとの旨、文書をもって議長宛てに申し出がありました。よって本件につきましては、さよう差しかえることと

御了解をいただきたいと思っております。

また、あわせて35ページの説明資料につきましても差しかえをお願いをいたします。

◎ 議案第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第3号令和元年度足寄一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第3号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

議案第3号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億762万円とするものでございます。

歳出から御説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

第3款民生費、第3項児童福祉費、第3目子どもセンター運営費、第15節工事請負費におきまして、電話交換機更新工事といたしまして141万9,000円を計上いたしました。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第11節需用費におきまして、光熱水費といたしまして117万5,000円を計上いたしました。

第13節委託料におきまして、コージェネレーションシステム保守点検業務といたしまして136万5,000円を減額いたしました。

第2項林業費、第1目林業振興費、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、未来につなぐ森づくり推進事業補助金といたし

まして83万7,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、第11節需用費におきまして、消耗品費といたしまして112万7,000円を計上いたしました。

第5目道路新設改良費、第23節償還金、利子及び割引料におきまして、返還金といたしまして112万4,000円を計上いたしました。

第10款教育費、第2項小学校費、第2目学校教育費、第18節備品購入費におきまして、楽器一式といたしまして52万7,000円を計上いたしました。

第4項社会教育費、第6目社会教育事業費、第18節備品購入費におきまして、図書といたしまして25万2,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

8ページにお戻りください。

第16款道支出金におきまして、未来につなぐ森づくり推進事業道補助金といたしまして51万5,000円を計上いたしました。

第18款寄附金におきまして、教育振興寄附金といたしまして75万円を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金繰入金といたしまして419万7,000円を計上いたしました。

以上が歳入の事項でございます。

3ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正追加1件をお願いしております。

3ページ及び4ページでございますが、第3表債務負担行為補正といたしまして、令和2年度当初から業務の開始を必要とする庁舎警備等業務委託など27件の追加をお願いするものでございます。

なお、35ページから37ページにかけて、予算説明資料を添付しておりますので、

御参照をお願いいたします。

以上で、議案第3号令和元年度足寄町一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

10ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、12ページ。第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから9ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 3ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正追加1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 第3表債務負担行為補正追加27件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号令和元年度足寄町一般会計補正予算(第7号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第3号令和元年度足寄町一般会計補正予算(第7号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第4号

○議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第4号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長(佐々木雅宏君) ただいま議題となりました、議案第4号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書つづり15ページをお開き願います。

令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,241万3,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

22ページをお開き願います。

第2款保険給付費、第1項保険給付費、第2目高額療養費におきまして、一般被保険者高額療養費として800万円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

補正予算書つづり20ページにお戻りください。

第2款道支出金、第1項道補助金、第1目保険給付費等交付金におきまして、保険給付費等交付金(普通交付金)800万円を計上いたしました。

令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

20ページから23ページ。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第4号令和元年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第5号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第5号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり26ページをお願いいたします。

第1表繰越明許費でございますが、令和元年6月の第2回定例会で協定締結にかかわる議決をいただきました足寄下水道終末処理場の建設工事委託に関しまして、日本下水道事業団におきまして、工事における一般競争入札が不調となったことにより、同工事における随意契約の調整に日時を要し、協定期限内の履行が不可能になりましたことから、翌年度に繰り越して使用できる経費として、協定締結額8,800万円につきまして繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

なお、本建設工事委託に関する協定の工事予定期間の変更に係る議会議決につきましては、本年3月開会の第1会定例会をお願いをする予定としております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます

ますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

26ページ。

第1表繰越明許費1件、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第5号令和元年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第6号令和元年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第6号令和元年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）につつま

して、提案理由を御説明申し上げます。

28ページをお開きください。

第1表債務負担行為でございますが、令和2年度開始当初から介護保険特別会計の事業運営に必要な業務委託1件、介護支援ボランティア運營業務委託につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

28ページ。

第1表債務負担行為1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号令和元年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第6号令和元年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第

7号令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第7号令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

30ページをお開きください。

第1表債務負担行為でございますが、令和2年度開始当初から特別養護老人ホームの事業運営に必要な業務委託3件、施設警備、清掃、洗濯の各業務委託につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

30ページ。

第1表債務負担行為3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第7号令和元年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号

○議長(吉田敏男君) 日程第14 議案第8号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長(佐々木雅宏君) ただいま議題となりました、議案第8号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第2号)につき、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり32ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為補正といたしまして、令和2年度開始当初から資源ごみ処理等事業特別会計の事業運営に必要な業務委託1件、銀河クリーンセンター維持管理業務委託につきましては、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

32ページ。

第1表債務負担行為1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第8号令和元年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号

○議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第9号令和元年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長 川島英明君。

○国民健康保険病院事務長(川島英明君)

ただいま議題となりました、議案第9号令和元年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について、提案理由を御説明申し上げます。

33ページをお開き願います。

第2条関係でございますが、予算第11条の次に第12条として債務負担行為を加え、令和2年4月1日から業務を開始を必要とする夜間警備等業務委託など2件の債務負担行為の設定をお願いをいたしております。

以上のとおり、御提案申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願いをいたし

ます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第2表債務負担行為、第12条の追加2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号令和元年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第9号令和元年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 緊急質問

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 緊急質問をいたします。

○議長（吉田敏男君） 緊急質問の件名をお願いします。

○2番（高道洋子君） 新型コロナウイルスが大変蔓延しておりますけれども、このことについての考えられる対応策についてでございます。

○議長（吉田敏男君） わかりました。

ただいま2番高道洋子議員から新型コロナ

ウイルスに関する対応について、緊急質問の通告がありました。

高道君の緊急質問について、同意の上、日程に追加し発言を許すこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

日程に追加し、発言を許します。

2番、高道洋子君。

○2番（高道洋子君） 先ほど町長の御挨拶の中にもございましたけれども、新型コロナウイルスのことについての御挨拶がございました。そのことについて伺いたいと思いますけれども、連日本当にテレビ各社がこのことについて取り上げて、全国民、全世界が今恐れをなしているところでございますが、足寄町民にとりましても大変不安視して、何名の方が電話が来まして、足寄町としてはどうするのだろうかとか、どういうふうになったらどこへ行けばいいのだろうかとかという電話質問がございました。そういうことでございますので、このたびこの新型コロナウイルス対策につきまして、現状でよろしいと思っておりますけれども、町としましても、足寄町といたしましても、どういうことを話し合われ、どういうことを考え、そしてどういう対策が考えられるのか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの高道議員の御質問に、足寄町として今行っている現状について御説明をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスは令和元年12月以降、中国でそのような肺炎の患者が、発生が確認されたということで、今現在日本国内でも感染者が増加していますけれども、北海道内では昨日で全部で4人が発症が確認されているというふうに報道で確認しております。

足寄町としましては、今現在まず町民向け

の周知といたしましては、防災無線でインフルエンザも含めた感染症対策として、手洗い、うがいの励行、それとせきエチケットなどについて、防災無線で呼びかけをしているところでございます。

また、ホームページにおきまして、そのような対策についてと、あと厚労省、北海道などの通知をホームページに掲載しまして、住民への周知を行っているところでございます。

次に、庁舎内全体の対応といたしましては、まだ対策本部等は設けてございませんけれども、過去に新型インフルエンザが流行したときに、足寄町新型インフルエンザ等対策行動計画というのを策定してございまして、こちらは町長を本部長として各課、部局が本部員となって対応するものでございますが、こちらには新型コロナウイルスは対応する計画ではございませんが、足寄町には一般的な感染症に対する行動計画というのがなく、普通の感染症マニュアルなどについて対応することになると思うのですが、今現在新型コロナウイルスのマニュアルはありませんので、新型インフルエンザ等の対策行動計画に基づきまして、連絡協議会等を設置して各課との連絡を図る、情報共有を図るということを先日各課長に周知をさせていただきまして、今後必要時に情報共有の場を図っていくこととなっております。

次に、各部局での対応につきまして、今現在把握している分をちょっとお話しさせていただきますと思います。

福祉課の中では子どもセンター、特養等、福祉介護施設等もございまして、そちらにつきましては、例年冬期間というのは感染症の時期でございますので、感染症対策としての必要な対応をしております。

次に庁舎内ですが、庁舎内におきましても、来客等についてのアルコールですね、入り口にアルコールを置くとか、そういう対策を過去に取っていたこともございますので、今現在総務課のほうでアルコールを置く準備

を始めているところでございます。

次に、経済課等は観光施設、宿泊施設とかにつきましては、保健所から通知が行ってるとか、道から来た通知をそちらの施設のほうに配付するなど注意喚起をしているところでございます。

教育委員会ですとか、教員委員会につきましても、各学校のほうに周知をして、学校のほうでもおたよりに載せるとか、そのような対応をしているところでございます。

次に病院につきましては、ホームページに来院時の注意点を掲載しているほか、このような対応をするというようなことは、院内でも確認をして対応しているというふう聞いております。

以上、現状を説明をさせていただきました。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。

それで、やはり不安、過激に、過激というか過剰に不安感じている人も、結構高齢者やら独居の人が多いものですから、そういう人がおまして、先ほど防災無線とかホームページとおっしゃいましたけれども、防災無線の設置は半数強だということで全戸の人がまだ設置されてないと聞いておりますし、それからホームページも若い人は見るのですけれども、なかなか独居者とか重篤になりやすい、そういう高齢者ですね、そういう人はなかなかホームページを見る機会がないのではないかなと思うわけです。

そして、それがそういう人たちに対する周知、ペーパーにして何か広報にあれすとか、配るとか、それから回覧板で配るでもよいし、我が家に、こういう条件のときには、例えば熱が出たとか、のどが痛いとか、せきが出たときはどこへ行けばいいのかということをよく聞かれます。検査体制が保健所というふうにテレビでは聞いておりますので、国保病院でもそれは可能なのかということと、それとマスクですね。マスクが大変ないということ、みんな、我が家にも、なかなか

箱買いやら爆買いしたりして、なかなか1枚もないのだという人もあったり、薬局等ではなかなか品薄で問屋さんもないのです、入らないのですという現状です。そういうテレビによると、マスクが有効だということを言っておりますけれども、そういうマスク対策とか、そういうことですね。それから町民への周知徹底とか、防災無線、ホームページでないですね、それから、そういう状況になったときにどこへ行けばいいのかとか、そういう具体的な細かい、そういうことが案外知らないのではないかなと思うわけで、その点についてはどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

今国保病院の関係の話も出てまいりましたので、先ほど福祉課長のほうからも答弁いたしました。病院は今国保病院のほうでは、国から通知が来ておりまして、その通知に基づきまして、新型コロナウイルス対策に関する御協力についてということで、院内を初めとして病院のホームページのほうにも掲載をして、お知らせしているというところです。

感染対策委員会というのを毎月病院の中で行っておりまして、その中で、それは病院長をトップとする会議なのですが、その中でちょうど今週の月曜日、感染対策委員会がございました。その中で、この新型コロナウイルス対策ということを議題として取り上げております。

現在、北海道のほうからは、通知に基づきまして基本的に37.5度以上の発熱がある方、または呼吸器障害のある方で新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と、濃厚接触歴がある方と、また発症前14日以内に中国湖北省また浙江省に渡航または居住していた方、またはこれらの方と濃厚接触がある方は保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターのほうに連絡して、その指示を仰ぐということになってございます。

万が一、当院にそういった患者さんが、本来は帰国者・接触者相談センターのほうに御

本人が直接電話をしていただくということになります。万が一その患者さん来られたとき、そのときの対応なのですが、一応インフルエンザなどの感染症の対策としまして、当院のほうで感染症の隔離室、隔離部屋を一つ設けてございまして、そこに速やかに入っていただいて、保健所のほうに速やかに連絡して指示を仰ぐという形になろうかと思っております。

そしてあと1点、先ほどの御質問の中で検査の話がありましたが、当院でこれ検査をするということはずできません。ただ、抗体をキットの中に採取するというか、インフルエンザのように抗体とるのですけれども、それを保存する容器というか、そういったものをつい最近緊急でこれを購入しました。まだ来てませんが。それで、もしそういう患者さん来られたら、そこで採取をしてそれを保健所の指示を仰いで輸送をするというような形になろうかと思っております。

あと、一番基礎疾患ある方だとか、透析患者さんも含めて、いわゆる新型コロナウイルス非常に脅威ということで、入院の病棟については去年の11月30日から原則面会禁止ということの措置をとらせていただいておりますので、今後についてもこれを継続していくという形をとらせていただきたいというふうに思っております。

また、来週ICTカンファレンスという会議が帯広厚生病院でありますので、その中である程度管内の対応ですとか、情報交換ができるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 今、2番議員の質問の中にもありましたけれども、ホームページだとか、あるいは防災無線、これに対応できてない人たちもいるということの中で、その方々をどうするのかという質問も実はあったと思うのです。そのことにお答えください。

町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたしま

す。

やはり今、先ほど報告もありましたけれども、北海道の中で4人の方がコロナウイルスに感染されたというようなことでありまして、そういった意味では、これからもしかすると感染がどんどん広がっていくということになってくるのかなというように思っていますけれども、今段階でやはり皆さんに気をつけていただくのは、やはり感染予防という部分になるかというように思っております。

ですから、もちろんマスクということもありますけれども、マスクが今品数が非常に少なくて手に入らないという部分もありますが、やはり先ほど私挨拶の中でもお話しさせていただきましたように、手洗い、うがい、それからせきエチケット、これをやっぱりそれぞれの方が守っていただくというか、励行していただくというのがやっぱり一番なのかなと。そのことによって、感染を少しでも防ぐことができるのかなというように思っておりますので、これをやはり十分皆さん注意していただければというように思っております。

それと、この感染症の関係でいきますと、やはり役割分担というのがそれぞれありまして、基本的には北海道が主体的に取り組むを進めるという形になるのかなというように思っております。

そういった意味で、新聞それからテレビなどでも、例えば熱があったときにはここに連絡してください。普通に不安があって、不安だとか問い合わせだとか、そういったものについてはここに電話してくださいというようなものが新聞等にも載っておりますので、そういった部分をやはり多分見ていらっしゃるかなというように思っております。町のほうに問い合わせしていただいても、結局そういったところを御紹介するような形になるのかなというように思っているところであります。

新聞、テレビ等でごらんになっていただいているのではないかなとは思っておりますけ

れども、そういった部分でまたさらに不十分な部分があるということであれば、回覧だとか広報だとかと、そういった部分が本当に有効に活用できるかどうかわかりませんが、そういった部分も今後検討していきたいなというように思います。

いずれにしても、今段階では新型コロナウイルスにまずは自分たち一人一人が感染しないということがやっぱり一番大事なことで、その予防がなされていけば蔓延するということもないわけですから、やはり一人一人が、どこで感染するかわからないという部分で、非常に不安な部分もあるかもしれませんが、やはり先ほど言ったような対策をそれぞれの人たちでとっていただくというのがやっぱり一番大事だなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。

それで、案外何かかかりやすい持病を持った人が重篤になってくるらしいのですけれども、そういうかかりやすい人というのは新聞もとってないし、なかなか防災無線も聞いてないし、それからテレビも最近見なくなったということで、独居なのですね、結局は。本当にそういう盲点といたら語弊がありますけれども、そういう人たちが結構ふえてきております。そういうことで、もう少しきめ細やかな、みんな新聞見るだろう、テレビは見るとして、テレビを見てどこへ連絡すればいいか、あつという間にテレビが変わりまして、それをちゃちゃっとメモする人が高齢者には少ないのではないかなという思いがあるものですから、もっと町独自の、みんなに、それからそういう人というのは町内会も入ってないし、回覧板も見えてないという人たちが結構おります。そういうわけで、きめ細かな配慮を、十勝にそれを上陸させない、また足寄町にそれを感染させない、でももし万が一なるときにはこうだということもよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですね。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） それでは、これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時57分 閉会